

## 静岡市ものづくり産業振興条例

静岡市では、社会経済情勢の変化等により、地場産業の活性化など新たな取組が求められていることから、平成23年に静岡市ものづくり産業振興条例を制定した。条例は、議会会派による勉強会で原案が検討され、議員発議で提案されたもの。条例が制定された後、市は、条例に基づき「ものづくり産業振興基本計画」を策定し、伝統的地場産品の利用推進を図るなど、更なる地域産業の振興に取り組んでいる。

静岡市議会事務局調査法制課

## 1 条例制定の背景と経緯

静岡市の製造業は、「箸から造船まで」と言われるほど多くの種類が存在し、江戸時代以来の伝統と優れた技術による伝統工芸品やそれを礎とした伝統的な地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船業や食品関連産業などが、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

しかしながら、近年の様々な社会経済情勢の変化により、例えば昭和40年代中頃に400を超えていた木製家具製造事業所数が平成22年には100を割り込むなど、特に地場産業系の業種については右肩下がりの現状がありました。

このような状況については、市民、事業者、議会、当局のそれぞれが危機意識を抱えていたところですが、それらの意見を集約して、議会が条例制定に向けて動き出しました。

## (1) 会派による勉強会開催

本市議会では、平成21年に、基幹産業である茶業の振興を目的に本市初の議員発議による政策条例「静岡市めざせ茶どころ日本一条例」を制定しています。

その際、まず会派の研究会での協議を経て条例の骨子案を作成し、その後全会派参加の

検討会で協議してきた経緯があることから、今回も、まず1会派が条例骨子案策定に向け勉強会を開催することとなりました。

勉強会には、当局関係課も参加し、5月から11月にかけて4回の開催を経て骨子案を作成し、その後、全会派に呼びかけ検討をしていくこととなりました。

(2) 協議又は調整を行う場の設置及び検討  
経緯

平成22年12月16日、11月定例会本会議において「協議又は調整を行うための場」として「(仮称)静岡市ものづくり産業振興条例検討会」(委員18人)を設置することを決定し、同日、第1回の検討会を開催しました。その際、正副委員長の選任と提案会派の委員から条例骨子案が説明されました。

平成22年12月22日に第2回検討会を開催し、当局関係課より静岡市の製造業の現状説明を受け、骨子案への反映を検討しました。

その後、第3回、第4回と2週間に1度のペースで検討会を開催し、規定に盛り込むべき内容について、協議を重ねました。

平成23年2月2日の第5回検討会では、関係6団体からの意見聴取を行いました。目立ったのは、①後継者問題、担い手の確保、育成及び資質の向上について、②産学官連携による新製品の共同開発について、③業界全

体での情報共有化、交流の場の提供について、  
④地産地消の推進について、⑤産業別計画（各

業種への個別支援的な施策に関する計画）の  
策定についての規定の要望でした。

平成23年2月23日開催の第6回検討会では、  
いただいた御意見を反映すべく協議を行  
いました。

(3) パブリックコメントの実施及び条例案  
への反映

平成23年2月10日から3月11日までの1か  
月間、条例骨子案に対する市民意見を募集す  
るため、パブリックコメントを実施しました。

寄せられた意見は10件で、条例の趣旨に反対  
する内容はなく、関係6団体の意見聴取会での  
御意見同様、後継者問題、地産地消の推進、産  
業別計画の策定に関する要望等がありました。

そのパブリックコメントの結果報告及び御  
意見への回答を行うために、第7回検討会を  
平成23年3月16日に開催しました。

(4) 2月定例会最終日、全議員発議及び全  
会一致

条例案は、平成23年2月定例会に全議員発  
議で提案され、平成23年3月22日、2月定例  
会最終日に、検討会委員長の提案理由説明後、  
全会一致で可決・成立しました。（平成23年  
3月22日公布、同年4月1日施行）

## 2 条例の内容と構成について

本条例は、19条の条文で構成しており、市、  
市民、ものづくり事業者、産業関係団体それ  
ぞれの「役割」を明確にし、さらに教育研究  
機関、国、県、他の地方公共団体との連携を  
図ることとしています。

具体的な施策は、当局が基本計画を作成し、  
順次進めていくこととなりますが、主なもの  
として、地産地消の推進、伝統的地場産業製  
品の活用、研究開発及び成果の利用の促進、  
表彰制度、情報発信及び交流の促進などがあ  
ります。そして、その実施状況を毎年市議会に  
報告することを執行機関に義務付けています。

### (1) 前文

静岡市の製造業が、江戸時代以来の伝統と  
優れた技術を持つ伝統工芸や、それを礎とし  
た家具等の地場産業、さらに清水港を中心と  
して発展してきた造船業や食品関連産業の活  
発な経済活動を通じて市民の豊かな生活を支  
える大きな役割を担ってきた経緯を述べた後  
に近年の社会経済情勢の変化に対し新たな取  
組が求められる等、この条例を制定する経緯  
等を記載しています。

### (2) 第1条 目的

前文の内容を踏まえ、この条例を制定する  
目的が、ものづくり産業の振興を計画的に推

進し、地域経済の健全で持続的な発展、市民  
生活の向上であることを示します。

### (3) 第2条 定義

この条例では、ものづくり産業、伝統的地  
場産業、産業関係団体等、定義を明確にすべ  
きものを規定しています。

### (4) 第3条 基本理念

この条例の底面に流れる基本的な4つの理  
念①ものづくり事業者の自主的な努力の尊  
重、②技術等の継承・向上の重要性、担い手  
の確保、育成及び資質の向上、③地域資源の  
活用、④世界展開を目標）を規定しています。

### (5) 第4条～第7条 関係者の役割

ものづくり事業者、産業関係団体、市民、  
市の4者の役割を規定しています。

(6) 第8条・第9条 基本計画、産業別計  
画の策定

ものづくり産業の振興を計画的に推進する  
基本計画を策定するとともに、必要に応じて  
産業分類別の振興計画を策定できることを規  
定しています。

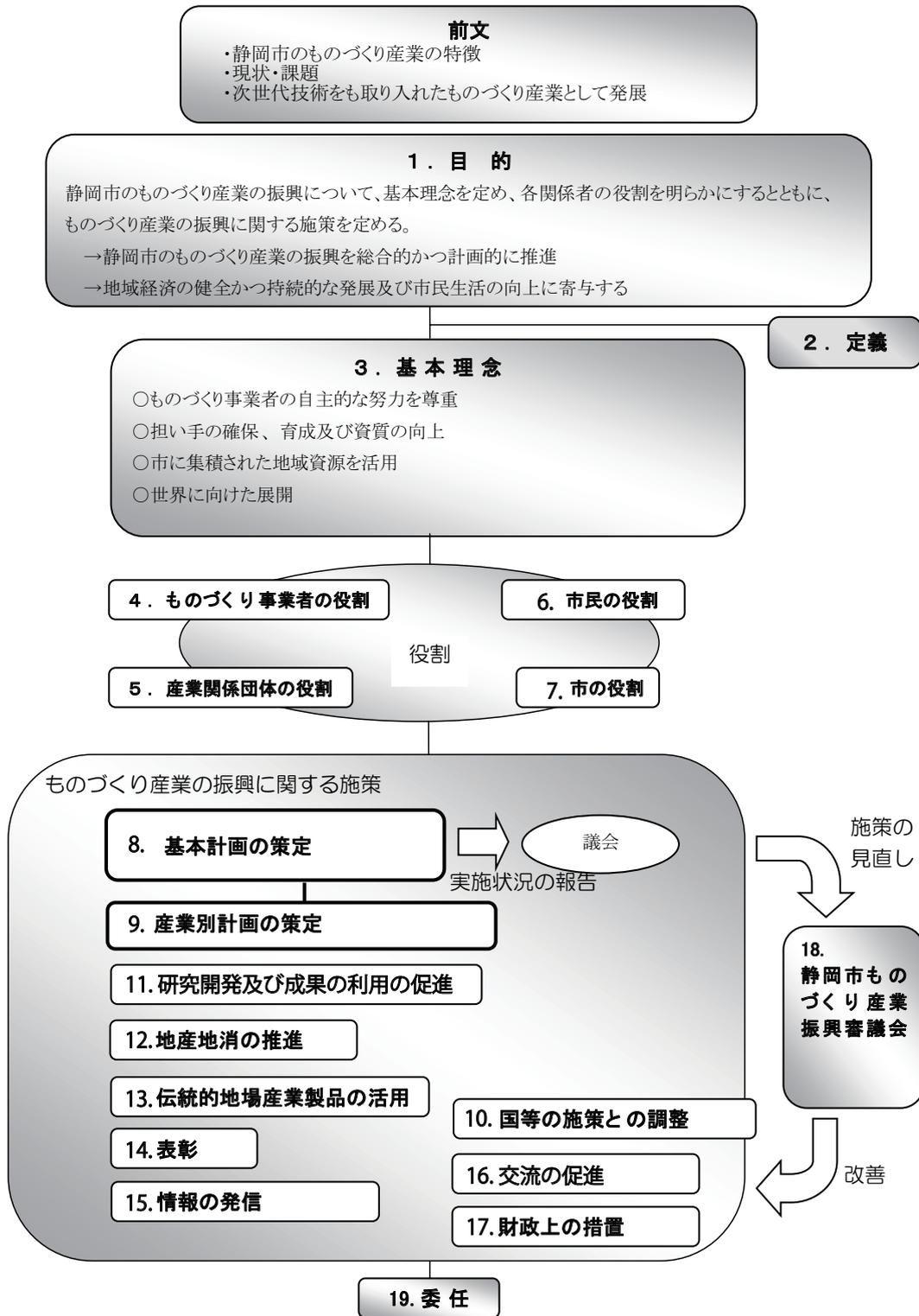
### (7) 第10条 国等の施策等との調整

基本計画、産業別計画の策定及び実施につ  
いて、国及び静岡県の施策と整合を図る旨を  
規定しています。

### (8) 第11条 研究開発及び成果の利用の促

進

図表1 静岡市ものづくり産業振興条例の骨子図



ものづくり事業者、産業関係団体、教育機関の連携による研究開発及び成果の活用を規定しています。

(9) 第12条 地産地消の推進  
市民がものづくり産業に係る製品を進んで活用する風土の醸成に必要な措置を市が講ずる

ることを規定しています。  
(10) 第13条 伝統的地場産業製品の活用  
市は、事務等に必要物品の調達に当たり、

伝統的地場産業製品の利用が可能な場合には利用するよう努めることを規定します。

(11) 第14条 表彰

市長が、ものづくり産業の振興に著しく寄与したものを表彰することができることを規定しています。

(12) 第15条 情報の発信

市は、インターネット、博覧会、見本市等の機会を通じ、ものづくり産業の振興に関する情報の発信に努めることを規定しています。

(13) 第16条 交流の促進

市は、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の交流の促進に努めることを規定しています。

(14) 第17条 財政上の措置

市が、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定しています。

(15) 第18条 静岡市ものづくり産業振興審議会

市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、有識者、関係者、公募市民等12人で組織する静岡市ものづくり産業振興審議会の設置等について規定しています。

(16) 第19条 委任

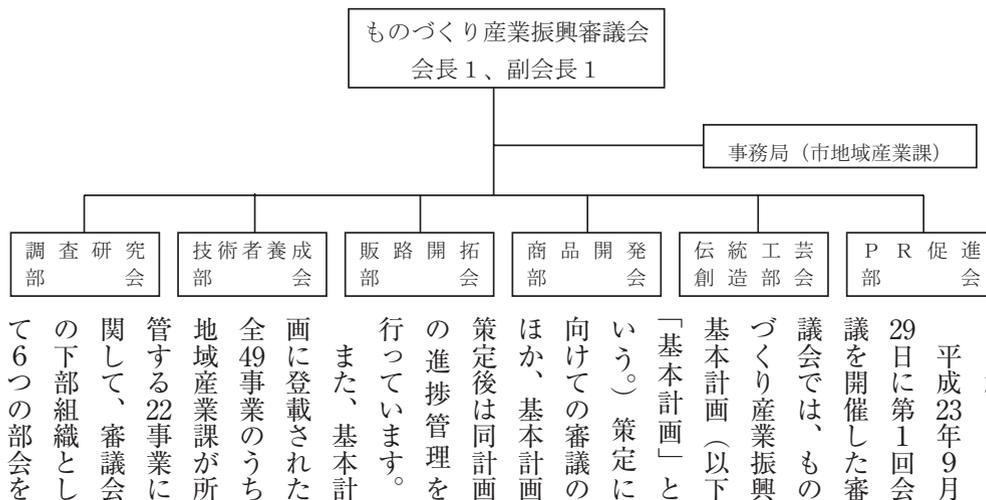
条例の施行について必要な事項の委任規定です。

3 条例施行後の取組

(1) ものづくり産業振興審議会

条例第18条に基づき、ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。

図表2 ものづくり産業振興審議会構成

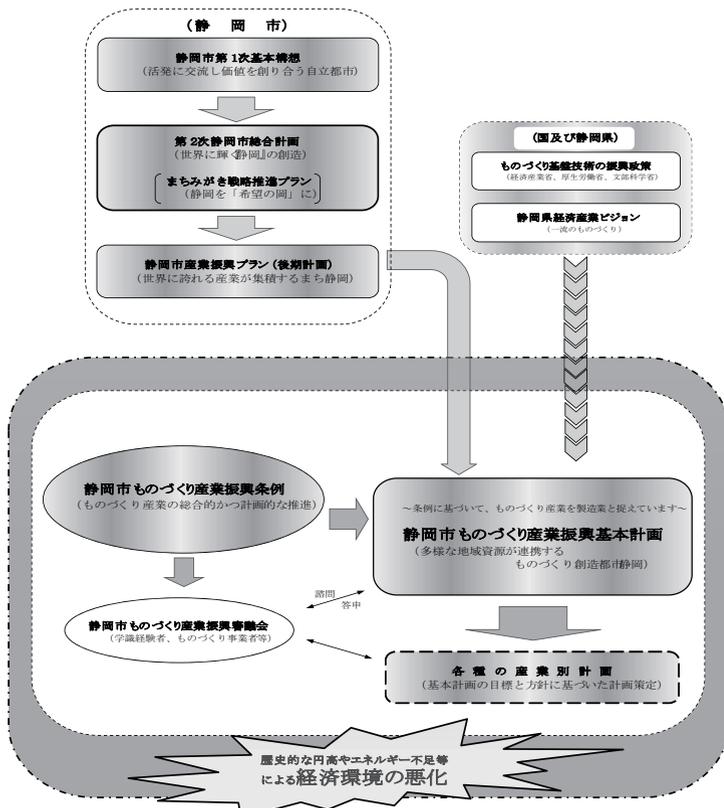


図表3 審議会の開催概要など

回数	日付	審議概要等	回数	日付	審議概要等
1	23.9.29	委嘱状交付	5	11.30	基本計画進捗管理
		諮問（基本計画案検討）	6	25.2.20	〃
2	2.22	基本計画案検討	7	9.4	次期審議会への要望
3	4.25	〃		9.20	議会報告（進捗管理）
	5.14	基本計画案の答申	8	10.2	委嘱状交付（第2期）
		市内部における検討			諮問（次期基本計画案検討）
	7.10	基本計画策定（公表）	9	12.13	次期基本計画案検討
4	7.12	基本計画進捗管理	10	26.3.18	民間団体との意見交換会

立ち上げ進捗管理を行っています。現在、審議会は設置から3年目を迎え、2期目の審議活動に取り組んでいます。今期は、前期で取り組んだ6部会の集約化を図り、調査研究部会と伝統工芸創造部会の2部会のも

図表4 基本計画の位置付け



とで、ものづくり産業の振興に向け、基本計画の進捗管理や次期基本計画案の検討を進めています。

(2) 基本計画の策定

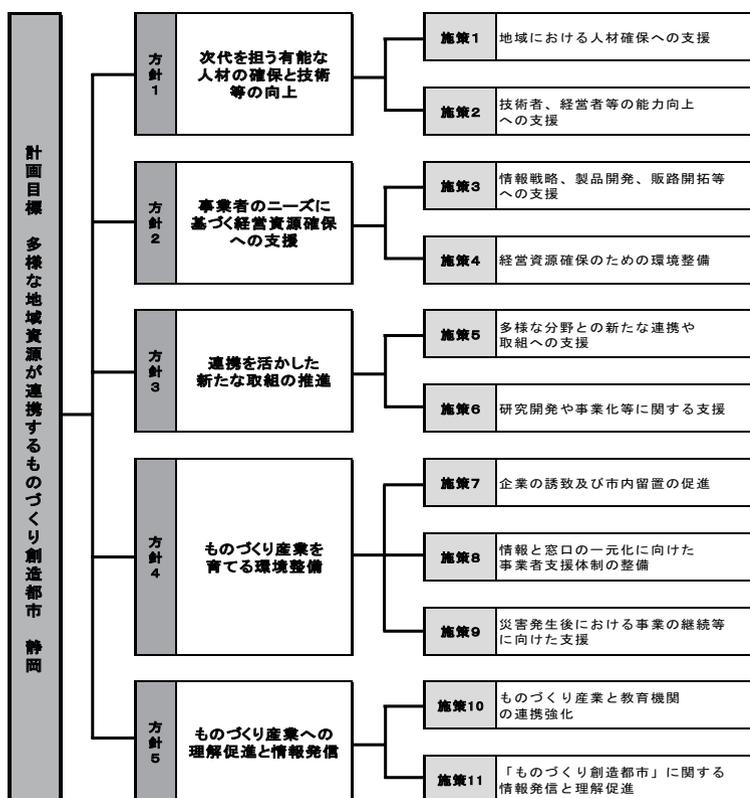
基本計画は図表3のとおり、審議会での検討を経て平成24年7月に策定、公表されました。

基本計画は、市の総合計画に合わせ、計画期間を平成24年度から26年度までの3か年度として、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に進めるため、「多様な地域資源が連

携するものづくり創造都市 静岡」を目標に掲げ、目標達成に向け、5方針、11施策、49事業を設定しています(図表5)。そして、基本計画に搭載された各事業は数値目標を掲げ、数値目標に達しないものについては数値以外の表現を用いて目標を設定しました。

また、基本計画の実施状況については、条例第8条第7項に基づき、市議会に毎年度報告することとされていますが、報告に当たっ

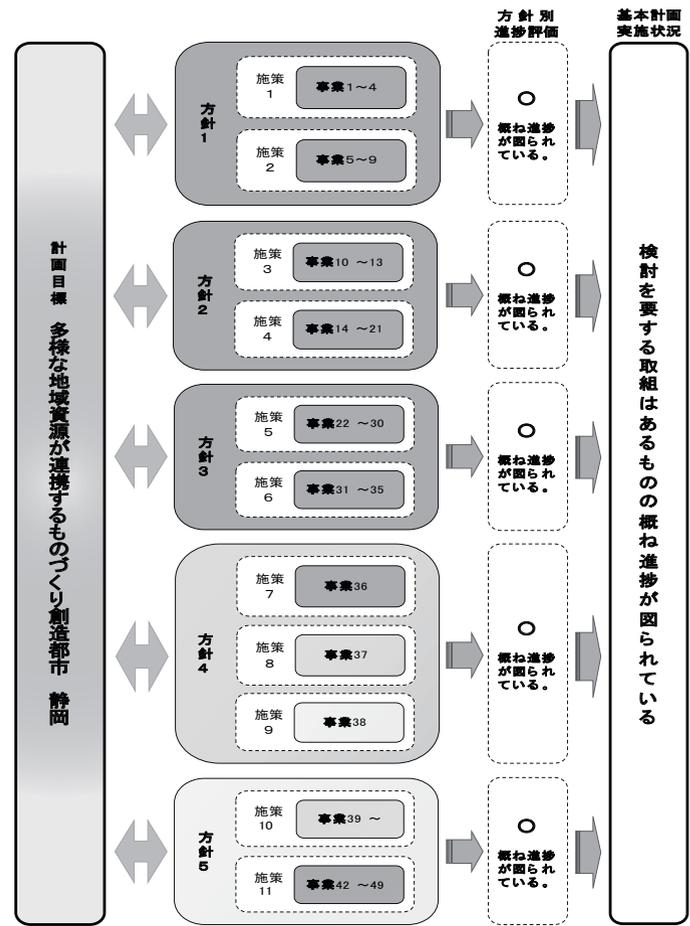
図表5 基本計画の体系



ては、各事業の実施状況を方針別に取りまとめ、その上で方針毎の進捗状況を評価し、その評価結果をもとに計画目標との比較衡量を総合的にを行い基本計画の実施状況を評価することとしました。

平成24年度における基本計画の実施状況については、上述の評価手法に基づいて、「検討を要する取組はあるものの、概ね進捗が図られている。」として、9月定例会で市議会へ報告しました。

図表6 基本計画の実施状況（平成24年度）



#### 4 今後の課題と展望

##### (1) 基本計画の更新

現行の基本計画は平成27年3月末までを計画期間としているため、平成25年10月に審議会へ次期基本計画案の検討について諮問しました。そして現在、審議会において、製造業主体の経済波及効果や中小企業の体力強化に関する事項などについて、現行基本計画への組み込み等を基本に検討を進めています。

中小企業を含め経済活動がグローバル化する

##### (2) 地場産品の販売促進

策の検討などがあげられます。本市の地場産業については条例制定後も全国各地の地場産業と同様に、出荷額等が伸び悩んでいます。

条例の各規定を踏まえ、今後は、市による積極的な物品調達を推進する一方で、顧客ニーズを踏まえた高付加価値製品の開発、海外市場を見据えた販路開拓等への支援を展開し、関係業界とともに伝統的地場産品の新たな販売促進にも取り組んでいきたいと考えて

るなか、検討における注意点として様々な要因により経営環境が急激に変化することも想定され、このような影響を最小限にとどめ、その後の経営環境を円滑に整備するための方

います。さらに、市が出資する地場産品の販売を営む(株)駿府楽市とも協力し、インターネットを活用して販路を開拓し、市外へも伝統的地場産品の販売が促進されるよう努めていきます。

